

第4期
地球温暖化防止砺波市役所実行計画
〈令和5年度～令和9年度〉

令和5年3月
砺 波 市

■目次

1 背景	1
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
(4) 地球温暖化対策を巡る本市の取組	
2 基本的事項	4
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3 温室効果ガスの排出状況・省資源等の取組状況	6
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 省資源等の取組状況	
(3) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4 削減目標	8
(1) 温室効果ガスの削減目標	
(2) 省資源等の取組	
5 目標達成に向けた取組	9
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6 進捗管理体制と進捗状況の公表	12
(1) 推進体制	
(2) 具体的な役割	
(3) 点検・評価・見直し体制	
(4) 進捗状況の公表	

<巻末資料>

- (1) 地球温暖化防止市役所実行計画推進会議設置要綱
- (2) 第4期実行計画目標達成に向けた取組の重点目標
- (3) 取組点検表
- (4) 温室効果ガスの算定方法
- (5) 計画範囲

1 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題として認識されており、最も重要な環境問題の一つです。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていることが示されました。また、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することも示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクが更に高まると予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいてCOP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組として画期的なものであると言えます。

平成30年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとする必要があるとされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2年10月、日本は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年（令和12年）度の温室効果ガスの削減目標を2013年（平成25年）度比46%削減することとし、さらに、50%の高

みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、同月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置き等自家消費型の太陽光発電、公共施設等業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達の更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

同年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	部門別	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

同年 10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

（４）地球温暖化対策を巡る本市の取組

本市は、平成 30 年 3 月に「第 3 期地球温暖化防止砺波市役所実行計画（以下「現計画」という。）」を策定し、全庁的に継続的な環境に配慮する取組を進め、地球温暖化対策に取り組んできました。

現計画では、平成 28 年度を基準に、温室効果ガス排出量を毎年度 1%以上、平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間で 5%以上削減する目標を設定し、本市の事務及び事業により排出される温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。その結果、令和 3 年度の温室効果ガスの排出量は平成 28 年度比で 16%の削減を達成しました。しかし、温室効果ガスの排出量が増加している年度もあり、また、機器等の更新や施設改修に拠らなければ、さらなる削減が困難な施設もある等課題も残されています。

今回、現計画の計画期間の終期を迎えるにあたり、計画の見直しを行い、新たに「第 4 期地球温暖化防止砺波市役所実行計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。本計画に基づき、市民や事業者が率先して取組を推進し、より一層の温室効果ガスの排出量削減に努めていきます。

2 基本的事項

(1) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化防止対策の推進と、職員一人一人の意識の向上を図り、地球環境に配慮した地方公共団体を目指すものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、市の全ての事務及び事業を実施する全ての部局を対象とします。ただし、民間に委託して実施しているものについては、対象外とします。

また、利用者へのサービス低下に繋がる恐れのある施設は、対象外とします。

財団法人等の外郭団体については、本計画の実施に対する協力を要請し、砺波広域圏事務組合等の一部事務組合は本計画の対象外とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画では、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する温室効果ガス7種類のうち、本市の事務事業により排出される3種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）を対象とします。

表 2 対象とする温室効果ガス

ガス種別	主たる排出源
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の燃焼および電気の使用
メタン（CH ₄ ）	公用車の走行
一酸化二窒素（N ₂ O）	公用車の走行

(4) 計画期間

令和 5 年度から令和 9 年度までを計画期間とし、最終年度に計画の見直しを行います。そのほか、今後の環境に関する課題や社会状況の変化に適應するため、必要に応じて見直しを行います。

表 3 計画期間のイメージ

項 目	年 度					
	R3	R5	R6	R7	R8	R9
期間中の事項	基準 年度	計画 開始				計画 見直し
計画期間		→				

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、砺波市総合計画、砺波市環境基本計画等に即して策定します。

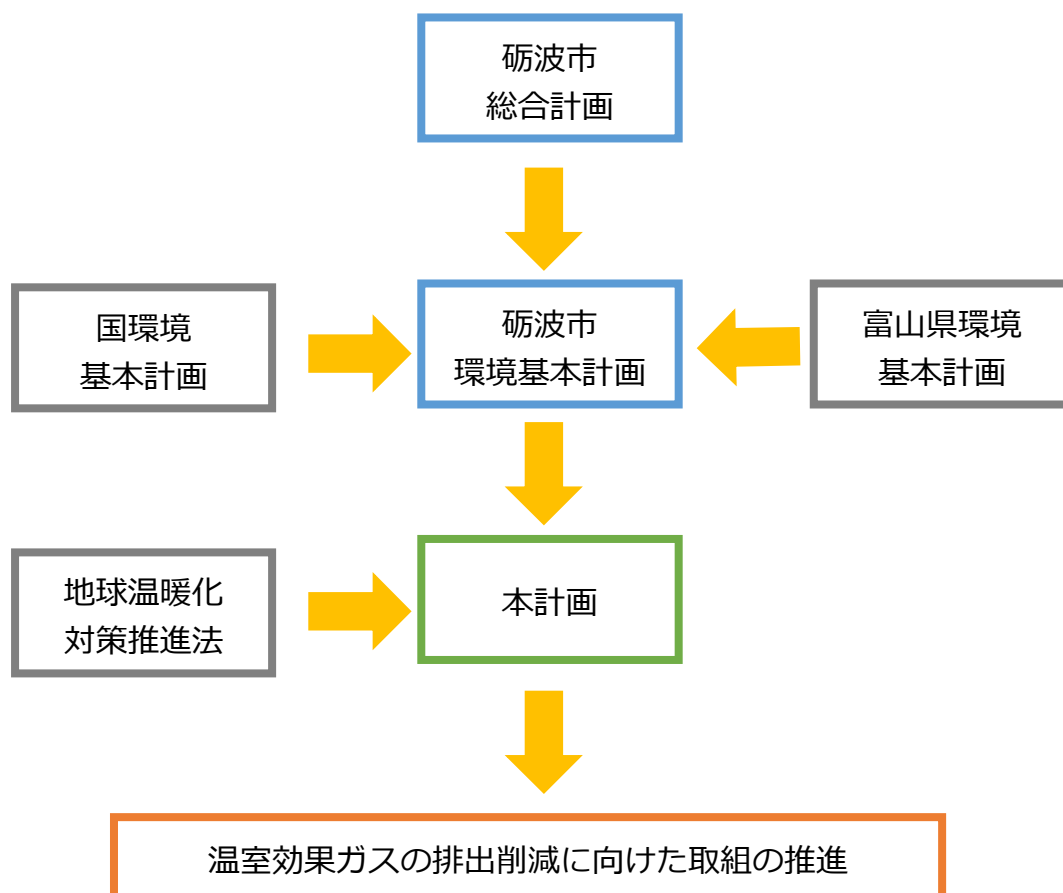


図 1 本計画の位置付け

3 温室効果ガスの排出状況・省資源等の取組状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

本市の事務及び事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、令和3年度において11,245t-CO₂となり、平成28年度と比較すると約16%削減しました。平成29年度以降排出量は減少傾向にあります。

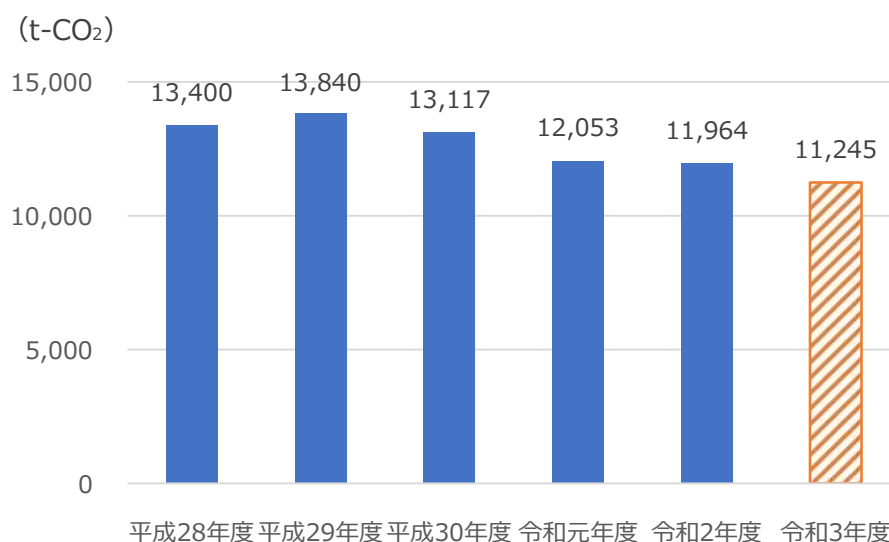


図2 砺波市の事務及び事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、医療施設が全体の67%を占め、次いで庁舎11%、小学校11%、中学校6%、保育所・認定こども園5%、幼稚園1%未満となっています。

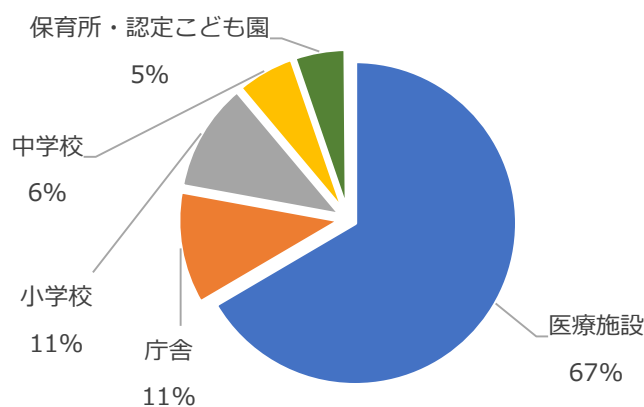


図3 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和3年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の62%を占め、次いで灯油33%、その他5%（重油2%、軽油1%、LPG1%、ガソリン1%、公用車の走行1%未満）となっています。

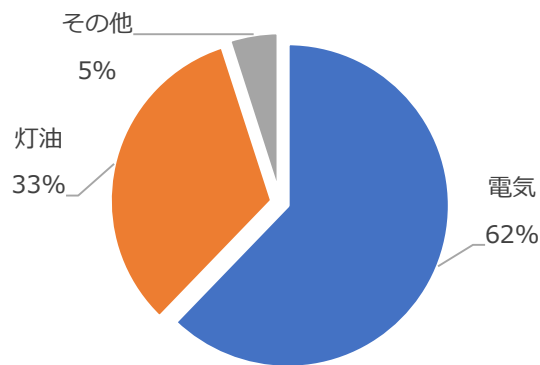


図 4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和 3 年度）

（２）省資源等の取組状況

令和 3 年度の上水道使用量は 16,729m³ であり、平成 28 年度と比較すると約 5%の削減を達成しました。

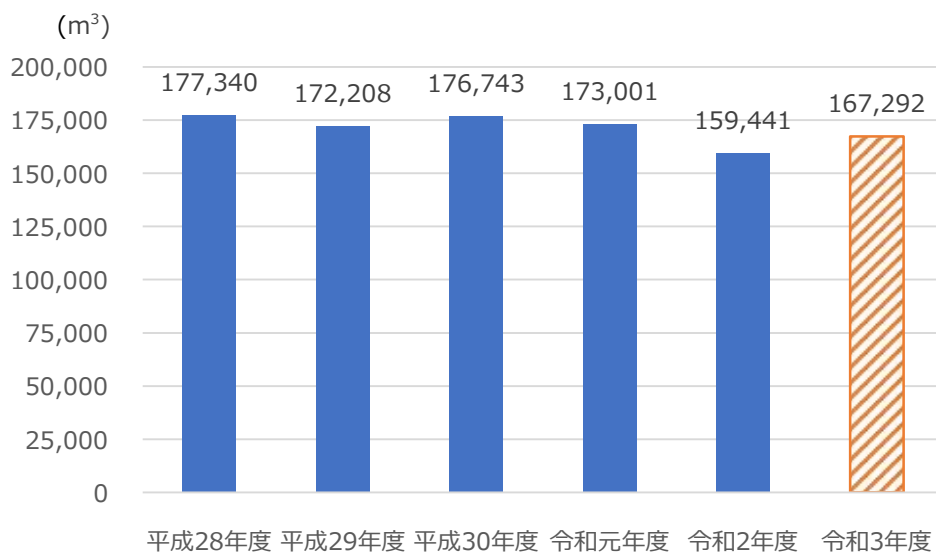


図 5 砺波市の事務及び事業に伴う「上水道使用料」の推移

（３）温室効果ガスの排出量の増減要因

温室効果ガスの排出量の増減要因として、次に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加

② 減少要因

- 砺波総合病院での施設改修による省エネルギー化
- 保育所・幼稚園の統廃合

4 削減目標

(1) 温室効果ガスの削減目標

国は、令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを平成25年（2013年）度から46%削減することを目指しています。

また、平成22年4月施行の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（改正省エネ法）」において、エネルギー使用量を毎年1%削減することが求められています。

以上のことから、温室効果ガスの削減目標は、目標の1%以上の削減が未達成の年度があることを踏まえ、今後5ヶ年間の削減目標については、客観的なデータに立脚した説明が可能である現実的目標として、毎年度1%以上、5年間で5%以上を掲げるものです。

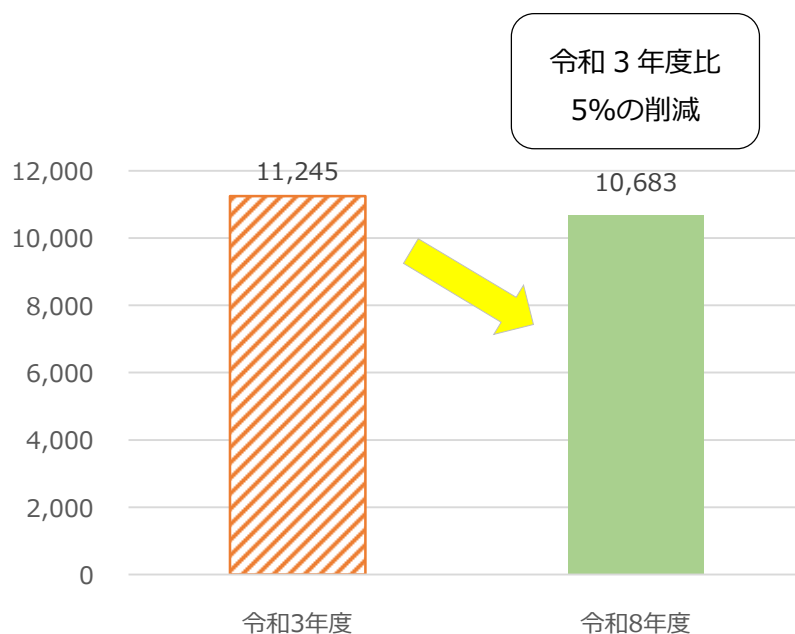


図 6 温室効果ガスの削減目標

(2) 省資源等の取組

上水道使用量の削減目標についても、温室効果ガス排出量と同様に毎年度1%以上、5年間で5%以上を掲げます。

表 4 削減目標

項 目	基準年度（令和3年度）	目標年度（令和8年度）
温室効果ガスの排出量	11,245t-CO ₂	10,683t-CO ₂
上水道使用量	167,292 m ³	158,927m ³

5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガス排出量の削減目標達成のために、次のような地球環境に配慮した取組を実施します。

(2) 具体的な取組内容

- ① 施設の電気・燃料使用量の削減に関する取組（電気、A 重油、灯油、LPG）
 - 照明の適正管理
 - ア 始業前、休憩時間、残業時等は不要な照明の消灯を徹底する。
 - イ 廊下、洗面所等は可能な限り間引き又は消灯する。
 - ウ 照明器具はこまめに掃除する。
 - エ 照明器具を順次 LED 化し、使用電力量を削減する。
 - OA 機器の適正使用
 - ア パソコンのサスペンド機能等を利用する。
(スクリーンセイバーは節電にならない。)
 - イ 長時間使用しない機器は電源を切る。
 - 電気機器の見直し
 - ア 未使用時のテレビ等は主電源を切る。
 - イ OA 機器、家電製品等を順次省エネルギー型のものに切り替える。
 - 定時退庁の励行
 - 事務の効率化により、時間外勤務の削減に努め、ノー残業デーを推進する。
 - 空調温度の適正化
 - ア 庁舎等の空調温度は、冷房 28℃、暖房 19℃を徹底する。
 - イ 空調設備の適正な運転管理と運転時間の短縮を図る。
 - ウ 冷暖房時の空調効率を向上させるため、ブラインドやカーテンによる遮光を徹底する。
 - 夏季における軽装の励行（クールビズ）
 - 夏季はノーネクタイ、ノー上着での勤務を励行する。
 - 冬季における厚着の励行（ウォームビズ）
 - 冬季は厚着での勤務を励行する。
 - 厨房施設等での湯沸し機器の適正使用
 - ア 給湯器はできるだけ低温で使用する。
 - イ ガスコンロでの沸かし過ぎに留意する。
 - エレベーターの使用削減
 - できる限り階段を利用する。

▶ 地球環境に配慮した施設整備

- ア 太陽光発電システム及び地中熱ヒートポンプ設備等の導入を検討する。
- イ 市の施設の更新の際には、環境負荷の少ない熱媒体等を使用する冷暖房設備の導入を検討する。
- ウ グリーンカーテン等、緑化や植樹の推進を図る。

② 公用車の燃料使用量の削減に関する取組（ガソリン、軽油）

▶ 徒歩・自転車・公共交通機関の利用

- ア 近距離の業務には、徒歩又は自転車を利用する。
- イ 公共交通機関の利用を促進する。

▶ 公用車の適正利用

- ア アイドリングストップの実施及び急発進、急加速、空吹かしの抑制に努める。
- イ 公用車の相乗りを励行する。
- ウ 燃料効率の高い公用車の利用に努める。
- エ 公用車の更新時にはエコカー（電気自動車等）の導入に努める。
- オ タイヤの空気圧調整等の公用車の整備・維持管理を徹底し、燃料使用量の効率化に努める。

③ その他環境に配慮する取組

▶ グリーン購入の推進

環境負荷の低減に配慮した物品等（原材料、部品、製品及び役務）の調達を推進する。

▶ 水道水の使用量削減（配慮項目）

給湯室、トイレ、洗面所等において、日常的に節水を励行する。

▶ 廃棄物の減量化、資源化に関する取組

- ア 缶、ビン、紙、プラスチック等の資源ごみの分別、リサイクルを徹底する。
- イ 各職場のごみ箱をできるだけ削減する。
- ウ 使用済み封筒、ファイルを再使用する。
- エ シュレッダーの使用は、最小限に抑える。
- オ 割り箸や使い捨て容器の使用を抑制する。
- カ 過剰包装等を自粛する。

▶ コピー使用枚数の削減に関する取組

- ア ミスコピーを無くす。（プリント前の再確認や複写機使用後のリセットの徹底）
- イ 複数枚の書類は両面コピーや縮小コピーをする。
- ウ 内部資料やテスト印刷には使用済み用紙の裏面を利用する。
- エ 庁内グループウェアを活用し、ペーパーレス化を図る。
- オ タブレット端末等を活用し、ペーパーレス化を図る。

- 環境負荷の少ない施工作業の実施
 - ア 建設廃棄物の適正処理（マニフェスト制）を徹底する。
 - イ 低公害型建設機械の使用を徹底する。
 - ウ 建設副産物・再生材料の利用促進に努める。
- 環境保全活動等への積極的参加
 - ア 砺波市民ごみゼロ運動や江湊え等の環境保全ボランティア活動に積極的に参加する。
 - イ 各家庭での積極的な省エネルギー、地球温暖化防止活動に努める。
 - ウ 職員が使用する名刺は、再生紙等での作成に努める。
 - エ 環境保全に関する提案等を職員から募集し、実行計画に取り入れる。
- 自家用車の使用抑制・公共交通の積極的利用
 - 通勤等で JR 城端線や市営バスなどの公共交通を積極的に利用する。
- 施設以外の照明の LED 化
 - 道路照明灯等の LED 化を進め、使用電力量を削減する。

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本実行計画を着実かつ効率的に実施するため、地球温暖化防止砺波市役所実行計画推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置します。

① 推進会議

推進会議は、副市長、各部局長、総務課長、財政課長、会計管理者、庄川支所長で組織し、計画の策定や推進等を統括する。会長は副市長、副会長は福祉市民部長をもって充てる。

② 実行計画推進責任者

実行計画推進責任者は、課等の長とし、本計画が推進されるよう所属職員に助言・指導を行う。小学校・中学校の実行計画推進責任者は教育総務課長、保育所・認定こども園・幼稚園の実行計画推進責任者はこども課長とする。

③ 実行計画推進員

実行計画推進員は、庶務担当係長（文書取扱責任者）とし、実行計画推進責任者を補佐するとともに、取組の重点目標の設定及び定期的な点検調査票等の提出を行うものとする。小学校・中学校の実行計画推進員は教頭及び学校事務員、保育所の実行計画推進員は所長又は所長代理、認定こども園・幼稚園の実行計画推進員は園長又は園長代理とする。

④ 職員

職員は、実行計画推進責任者の指示のもと、実行計画推進員と協力し、目標達成に向けた取組を積極的に実践する。

⑤ 事務局

事務局は、福祉市民部市民生活課に置き、本計画の円滑な運営を図るために、必要な事務処理や情報提供を行う。

(2) 具体的な役割

① 実行計画推進責任者の役割は、次のとおりです。

- ・ 所属において本計画が着実に実行されるよう、所属職員に対し助言・指導を行う。
- ・ 所属の管理する施設・設備機器等の省エネルギー対策・リサイクル等について検討し、必要な措置を講じる。

② 実行計画推進員の役割は、次のとおりです。

- ・ グリーン購入（再生紙・事務用品・ＯＡ機器等）を推進する。
- ・ 両面コピー・両面印刷、使用済み用紙等の裏面利用を推進する。
- ・ 始業前、昼休み、退庁時等の消灯、廊下の間引き消灯を徹底する。
- ・ ＯＡ機器等のこまめな節電を徹底する。
- ・ 「くずかご」の削減及びごみの減量化、紙類、容器包装廃棄物（紙・プラスチック）

の分別徹底を図る。

- ・ 施設等を管理している場合は、電気、水道、燃料使用量等を定期的に点検する。
- ・ 公用車を管理している場合は、燃料使用量、走行距離を定期的に点検する。
- ・ 各課等（各施設）で取組の重点目標を設定し事務局へ提出する。
- ・ 実行計画の取組等に関する職員からの提案等を事務局に提出する。

(3) 点検・評価・見直し体制

砺波市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

① 毎年のPDCA

実行計画推進員は、各所属内における日常の取組状況を定期的に点検し、また、定期的
に実施状況を取りまとめ、実行計画責任者に報告し、事務局へ提出します。事務局は、各
課等から実施状況の報告書を取りまとめ、推進会議に報告します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進会議は、毎年度実施状況を点検・評価し、次年度以降の取組方法等を検討します。
令和9年度には砺波市事務事業編の改定を行います。

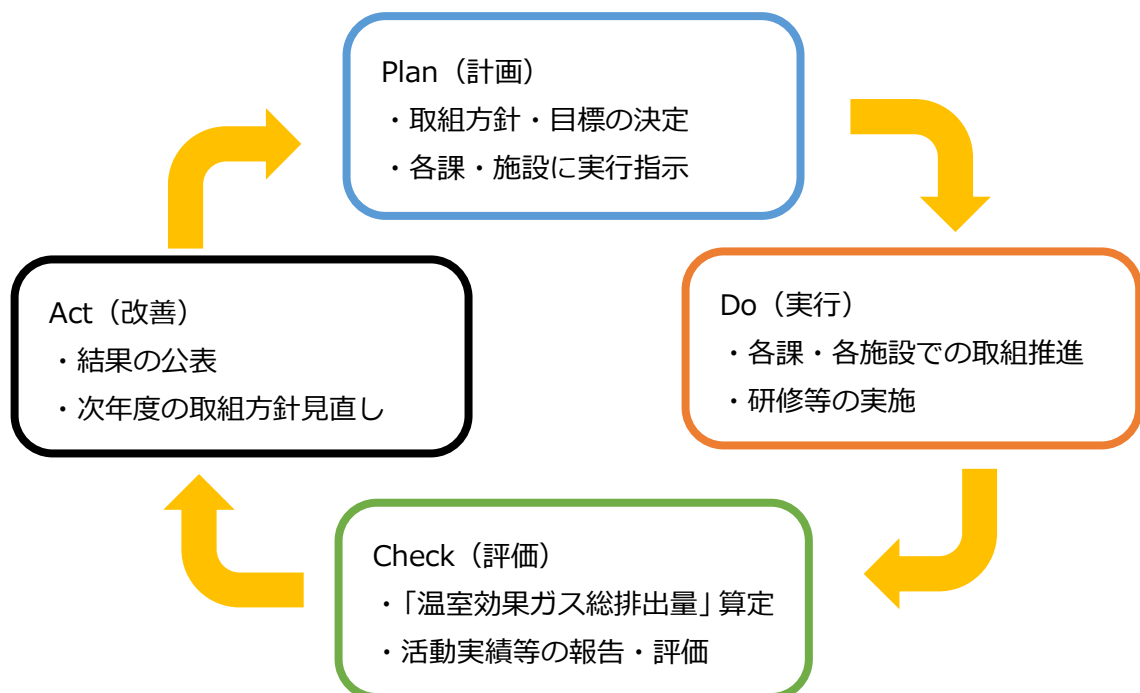


図 7 毎年のPDCA イメージ

(4) 進捗状況の公表

砺波市事務事業編の進捗状況は、ホームページ等で掲載します。

巻末資料

(1) 地球温暖化防止市役所実行計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条の規定に基づく地球温暖化防止砺波市役所実行計画(以下「実行計画」という。)の総合的な推進のため、地球温暖化防止砺波市役所実行計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 実施状況の公表等に関すること。
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、福祉市民部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の委員以外の者に対し、意見又は説明を求めることができる。

(実行計画推進責任者及び実行計画推進員)

第6条 実行計画の着実な推進のため、課等に実行計画推進責任者及び実行計画推進員を置く。

- 2 実行計画推進責任者は、課等の長とし、所属職員に助言及び指導を行うものとする。
- 3 実行計画推進員は、課等の庶務担当係長とし、実行計画推進責任者を補佐するとともに、定期的に点検調査票等を提出するものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉市民部市民生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画総務部長、商工農林部長、建設水道部長、砺波総合病院事務局長、教育委員会事務局長、議会事務局長、総務課長、財政課長、会計管理者、庄川支所長
--

巻末資料

(2) 第4期実行計画目標達成に向けた取組の重点目標

第4期地球温暖化防止砺波市役所実行計画目標達成に向けた取組の重点目標

年度

部署・施設名

記入者

第4期実行計画の目標達成に向け、各課（各施設）等で重点的に取り組む内容について記入の上、事務局（市民生活課）まで提出ください。

	目標達成に向けた取組の重点目標	評価
1		
2		
3		

【評価】◎：実施している

○：5割程度、実施している

△：一部、実施している。

×：実施していない

巻末資料

(3) 取組点検表

取組点検票	所属		年 月 日
-------	----	--	-------

【評価】◎：実施している ○：5割程度、実施している

△：一部、実施している ×：実施していない —：該当なし

項 目	取 組 内 容	評 価
照明の適正管理	・ 不要な場所や不要な時間に消灯しているか？	
	・ 照明器具はこまめに掃除しているか？	
O A 機器の適正使用	・ パソコンのサスペンド機能等を利用しているか？	
	・ 長時間使用しない機器は電源を切っているか？	
電気機器の見直し	・ 未使用時のテレビ等は主電源を切っているか？	
	・ O A 機器、家電製品及び照明等の機器を、省エネルギー型のものに順次切り替えているか？	
定時退庁の励行	・ 事務の効率化により、時間外勤務の削減に努め、ノー残業デーの推進を図っているか？	
エレベーターの使用削減	・ できる限り階段を利用しているか？	
空調温度の適正化	・ 庁舎等の空調温度は、冷房 28 度、暖房 19 度を徹底しているか？	
	・ 空調設備の適正な運転管理と運転時間の短縮を図っているか？	
クールビズ	・ ノーネクタイ、ノー上着での勤務をしているか？	
ウォームビズ	・ 厚着での勤務をしているか？	
厨房施設等での湯沸し機器の適正使用	・ 給湯器はできるだけ低温で使用しているか？	
	・ ガスコンロでの沸かし過ぎに留意しているか？	
徒歩、自転車、公共交通機関を利用	・ 近距離の業務には、徒歩又は公用自転車を利用しているか？	
	・ 公共交通機関の利用を促進しているか？	
公用車の適正利用	・ アイドリングストップ、急発進、急加速、空吹かしの抑制に努めているか？	
	・ 公用車の相乗りを励行しているか？	
	・ 公用車の更新時には、エコカーの購入を検討しているか？	
	・ タイヤの空気圧調整等の公用車の整備・維持管理を徹底しているか？	

項 目	取 組 内 容	評 価
グリーン購入の推進	・ 環境負荷の低減に配慮した製品（エコマーク・グリーンマーク製品）の購入を推進しているか？	
水道水・コピー用紙の使用量削減	・ 給湯室・トイレ・洗面所等において、日常的に節水をしているか？	
	・ ミスコピーを減らしているか？ （プリント前の再確認や設定のリセット等を行っているか？）	
	・ 内部資料やテスト印刷には、使用済用紙の裏面を利用しているか？	
	・ 庁内グループウェアを活用し、ペーパーレス化を図っているか？	
廃棄物の減量化、資源化に関する取組	・ 缶・ビン・紙・プラスチック等の資源ごみの分別、リサイクルを徹底しているか？	
	・ 各職場のごみ箱をできるだけ削減しているか？	
	・ 使用済み封筒、ファイルを再使用しているか？	
	・ シュレッダーの使用は、最小限に抑えているか？	
	・ 割り箸や、使い捨て容器の使用を削減しているか？	
	・ 過剰包装を自粛しているか？	
地球環境に配慮した施設整備	・ 太陽光発電システム及び地中熱ヒートポンプ設備等の導入を検討しているか。	
	・ 環境負荷の少ない熱媒体等を使用する冷暖房設備の検討を行っているか？	
	・ 緑化や植樹の推進を図っているか？	
環境負荷の少ない施工作业	・ 建設廃棄物の適正処理（マニフェスト制）を徹底しているか？	
	・ 低公害型建設機械の使用を徹底しているか？	
	・ 建設副産物、再生材料の利用促進に努めているか？	
環境保全活動への積極的参加	・ 砺波市民ごみゼロ運動や江浚え等に積極的に参加しているか？	
	・ 各家庭での省エネルギー、地球温暖化防止活動の積極的参加の実施に努めているか？	
	・ 職員が使用する名刺は、再生紙等を利用したもので作成するよう努めているか？	
	・ 環境保全に関する提案等を応募しているか？	
自家用車の利用抑制・公共交通の利用	・ 通勤等で JR 城端線や市営バスなどの公共交通機関を積極的に利用しているか？	

巻末資料

(4) 温室効果ガスの算定方法

地球温暖化防止砺波市役所実行計画における、温室効果ガスの算定方法については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に規定する方法によるものとし、その排出係数については、次のとおり定め、計画期間を通して統一するものとします。

燃料区分		単位	①単位発熱量 (MJ/単位)	②炭素排出係数 (kg-C/MJ)	排出係数 ①×②×44/12
燃料 使用量	灯油	ℓ	36.7	0.0185	2.489
	ガソリン	ℓ	34.6	0.0183	2.322
	軽油	ℓ	37.7	0.0187	2.585
	A 重油	ℓ	39.1	0.0189	2.710
	LPG	kg	50.8	0.0161	2.999
	電気		年度毎に発表される電気事業者別排出係数（環境省）より実排出係数を引用します。		

区分			単位	CH ₄ 排出係数 (kg CH ₄ /km)	N ₂ O 排出係数 (kg N ₂ O/km)
自動車 走行距離	ガソリン車	普通・小型乗 用車	km	0.000010	0.000029
		軽自動車	km	0.000010	0.000022
		普通貨物車	km	0.000035	0.000039
		小型貨物車	km	0.000015	0.000026
		軽貨物車	km	0.000011	0.000022
		特殊用途車	km	0.000035	0.000035
		バス	km	0.000035	0.000041
	ディーゼル車	普通・ 小型乗用車	km	0.000002	0.000007
		普通貨物車	km	0.000015	0.000014
		小型貨物車	km	0.0000076	0.000009
		特殊用途車	km	0.000013	0.000025
		バス	km	0.000017	0.000025

巻末資料

(5) 計画範囲

名称	実施	協力	摘要
企画政策課	○		
広報情報課	○		
総務課	○		
財政課	○		
税務課	○		
社会福祉課	○		
砺波市社会福祉協議会		○	指定管理者のため
砺波市福祉センター苗加苑		○	指定管理者のため
砺波市福祉センター北部苑		○	指定管理者のため
砺波市福祉センター麦秋苑		○	指定管理者のため
砺波市社会福祉庄東センター		○	
砺波市シルバーワークプラザ		○	指定管理者のため
ゆずの郷やまぶき		○	指定管理者のため
高齢介護課（地域包括支援センター）	○		
健康センター	○		自動車のみ庁舎に算入
庄川健康プラザ	○		
市民課	○		
市民生活課	○		
砺波市斎場		○	
商工観光課	○		
出町子供歌舞伎曳山会館		○	指定管理者のため
チューリップ四季彩館		○	指定管理者のため

名称	実施	協力	摘要
農業振興課	○		
夢の平コスモス荘		○	指定管理者のため
農村環境改善センター		○	指定管理者のため
農地林務課	○		
となみ散居村ミュージアム		○	指定管理者のため
土木課	○		
都市整備課	○		
上下水道課	○		
市民福祉課	○		
砺波総合病院事務局	○		
会計課	○		
教育総務課	○		
学校給食センター	○		
教育センター	○		
こども課	○		
生涯学習・スポーツ課	○		
砺波図書館	○		
庄川図書館		○	庄川生涯学習センターと併設
砺波まなび交流館		○	
砺波郷土資料館		○	
かいによ苑		○	
埋蔵文化財センター		○	
砺波市文化会館		○	指定管理者のため
庄川生涯学習センター		○	指定管理者のため

名称	実施	協力	摘要
砺波市美術館		○	指定管理者のため
松村外次郎庄川美術館		○	指定管理者のため
庄川水資料館		○	指定管理者のため
砺波体育センター		○	指定管理者のため
庄川体育センター		○	指定管理者のため
B & G 海洋センター		○	指定管理者のため
砺波総合運動公園		○	指定管理者のため
砺波市温水プール		○	指定管理者のため
監査事務局	○		
議事調査課	○		
砺波広域圏事務局		○	事務局のみ協力
出町小学校	○		
砺波東部小学校	○		
鷹栖小学校	○		
砺波北部小学校	○		
庄南小学校	○		
庄東小学校	○		
砺波南部小学校	○		
庄川小学校	○		
出町中学校	○		
庄西中学校	○		
般若中学校	○		
庄川中学校	○		
庄下保育所	○		
東部保育所	○		

名称	実施	協力	摘要
出町認定こども園	○		
南部認定こども園	○		
北部認定こども園	○		
太田認定こども園	○		
般若幼稚園	○		